

社団法人新潟県介護福祉士会 地域密着型サービス外部評価審査委員会 運営規程

(目的及び基本方針)

第1条 外部評価の実施にあたっては、新潟県地域密着型サービス外部評価実施要綱第6条第5項(4)の規定及び外部評価結果の公正中立性を確保することを目的として外部評価審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を置く。

(業務及び役割)

第2条 審査委員会は次に掲げる業務を行う。

- (1) 外部評価の審査及び審査結果の決定に関すること。
- (2) 外部評価調査の監視に関すること。
- (3) 評価結果の公表に関すること。
- (4) サービスの質の向上に資する評価結果の総合的分析及び研究に関すること。
- (5) その他審査委員会の目的達成に必要なこと。

(開催)

第3条 審査委員会は新潟県地域密着型サービス外部評価実施要綱第6条第5項(4)の規定の他、1年に1回以上定期的に開催する。

- 2 審査委員会は社団法人新潟県介護福祉士会会長が招集する。
- 3 審査委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 審査委員会の議事は委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(審査委員会の構成)

第4条 審査委員会は、認知症介護に関する学識経験者、小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者の家族の代表等の中から5名以内の委員で構成し、社団法人新潟県介護福祉士会会長が委嘱する。

- 2 審査委員の氏名、所属、役職等は公表するものとする。
- 3 審査委員は、自らが関係する小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所に係る判定に関与してはならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は審査委員会において選任する。
- 3 委員長は審査委員会を代表し、審査委員会の運営を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、社団法人新潟県介護福祉士会会長が別に定める。

附 則

この規程は平成22年 4月 1日から施行する。